

宇 治 警 察 署 講 演 資 料

令和7年2月

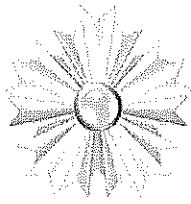
宇治署における非行少年と 児童虐待の状況について

京都府宇治警察署
生活安全課

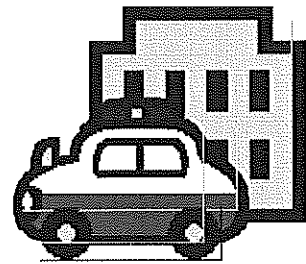


目次

- 1 非行少年等の補導状況
- 2 児童虐待の通告状況
- 3 児童虐待に対する警察の対応
- 4 児童虐待の事件化
- 5 司法面接への取り組み



非行少年等の補導状況



1 非行少年等の補導状況

	令和5年	令和6年	増減
刑法犯少年 (うち触法少年)	53人 (24人)	50人 (18人)	-3人 (-6人)
特別法犯少年 (うち触法少年)	18人 (4人)	6人 (2人)	-12人 (-2人)
福祉犯	14人	7人	-7人
少年補導	2058人	1713人	-345人



児童虐待の通告状況

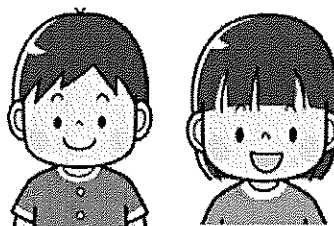


2 児童虐待の通告状況

京都府内	令和5年	令和6年	増減
情報件数	3273件	3226件	-47件
通告人員	4012人	4055人	+43人
(内訳) 身体的虐待	1207人	1304人	+97人
心理的虐待	2515人	2413人	-102人
ネグレクト	287人	329人	+42人
性的虐待	3人	9人	+6人
うち身柄付き	115人	173人	+58人



児童虐待に対する警察の対応



3 児童虐待に対する警察の対応

児童の生命・身体の保護は、警察の「責務」

児童の安全確認・安全確保を最優先

全件現場臨場

児童の直接確認

緊急性・危険性を判断

児童の保護

警戒化

児童相談所の報告

児童虐待の事件化



2025/2/12

4 児童虐待の事件化

迅速かつ的確な事件化の可否等の判断

- 事件化
- 必要な捜査を可能な限り速やかに実施
 - 捜査を契機とした児童の安全確保

刑事責任の追及

加害行為を行った保護者への抑止力となるなど、児童の再被害防止を図る上で一定の効果が期待できる。

事件の判断

児童虐待が疑われる事案

必要性の判断

過去の取扱い状況
被害の継続性
児童の年齢
家庭環境 等

積極的な捜査

強制捜査

任意捜査

司法面接への取り組み



5 司法面接への取り組み

被害児童等の心情に配慮した聴取の実施

- 代表者聴取等による被害児童の心情や特性への配慮
- 児童の負担軽減、供述の信憑性の担保

代表者聴取(司法面接・事実確認面接)

- 対象者：16歳未満の被害者、目撃者等の参考人
(知的障害を有する場合は18歳未満)
- 対象事件：児童虐待では、身体的・性的・ネグレクト
(虐待以外の事件でも積極的に実施)

